

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百七十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(携帯電話インターネット接続役員)</p> <p>第一条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第二条第七項の政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら同項に規定する携帯電話端末等を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役員(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役員をいう。)</p> <p>とする。ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。</p> <p>(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)</p> <p>第二条 法第十七条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役員提供事業者がインターネット接続役員を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。</p> <p>第三条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続機器にあらかじめブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧する</p>	<p>(携帯電話インターネット接続役員)</p> <p>第一条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第二条第七項の政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。))を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役員(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役員をいう。)</p> <p>とする。ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。</p> <p>(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)</p> <p>第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役員提供事業者がインターネット接続役員を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。</p> <p>第三条 法第十九条ただし書の政令で定める場合は、同条に規定する機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合、青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される</p>

ためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるといふ）をいう。）をいう。）が組み込まれていない場合、青少年によるインターネット接続機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合、インターネット接続機器が専ら事業のために使用されると認められる場合又は経済産業大臣が告示で定めるインターネット接続機器の種類ごとに、同一の事業者が製造したインターネット接続機器の当該年度の前年度における販売数量が、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微なものとして経済産業大臣が告示で定める台数を超えない場合において、当該事業者が製造した当該インターネット接続機器を当該年度に販売するときは、

蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合、当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合又は経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類ごとに、同一の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数量が一万台を超えない場合において、当該事業者が製造した当該機器を当該年度に販売するときは、